

広島県公営企業管理規程第一号

広島県公営企業公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉

広島県公営企業公印規程の一部を改正する規程

広島県公営企業公印規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)
2 管理者職務代理者印	(略)	(略)	(略)
<u>3</u> 地方機関の長印	(略)	(略)	(略)
<u>4</u> 企業出納員印	(略)	(略)	(略)

改正前

別表（第2条関係）

種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)
2 管理者職務代理者印	(略)	(略)	(略)
<u>3</u> 企業局課長印	広島県企業局 課長	方23	〃
<u>4</u> 地方機関の長印	(略)	(略)	(略)
<u>5</u> 企業出納員印	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。